

## 令和5年海津市議会第3回定例会

### ◎議事日程(第3号)

令和5年9月22日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第88号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第89号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第90号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第91号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第92号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第94号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第96号 指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 認定第1号 令和4年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第6号 令和4年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第7号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第8号 令和4年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第9号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第10号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第11号 令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第23 認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 追加日程第1 議長辞職の件

- 追加日程第2 議長の選挙  
 追加日程第3 副議長辞職の件  
 追加日程第4 副議長の選挙  
 追加日程第5 常任委員の選任について  
 追加日程第6 議会運営委員の選任について  
 追加日程第7 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙  
 追加日程第8 議席の変更について  
 追加日程第9 議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 

◎出席議員（15名）

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	伊藤誠君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君

市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君
産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務部 企画財政課長	山崎賢二君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐野正美	議会事務局 議会総務課長兼 議会総務係長 議会調査係長	中島浩子
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において2番 片野治樹君、3番 北村富男君を指名します。

---

◎議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）から議案第96号 指定管理者の指定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第2、議案第87号から日程第10、議案第96号までの9議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） 委員会審査報告をいたします。

令和5年9月21日、海津市議会議長 伊藤誠様、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

なお、議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第91号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第92号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第96号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

では、審査の経過を申し上げます。

議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項には、議案第96号 指定管理者の指定についての関連補正予算が含まれていることか

ら審査の順番を入れ替え、議案第96号を最初に審査しました。審査の過程で指定管理者選定の妥当性について賛否判断ができない旨、また関連予算が含まれていることを理由に1委員より、両2議案については採決に加わらない申出があり、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

その他3議案については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、主な質疑として、議案第96号 指定管理者の指定についての関係で、公募によらない方法で指定管理者を選定した理由や指定管理料の設定、また収支計画書がない中、今後の5年間の収支をどのように担保しているのかについての質疑があり、公募を行わなかった理由は、現在の指定管理者が応募時に見込んでいた利用者数に満たない状況が続き、利用料収入の減少により業績不振に陥ったことを理由に指定取消しの申出があり、指定管理者の指定を10月1日付にて取消しを行うこととなった。市としては、愛好者への影響を含め、利用者の減少を防ぐことを第一に考え、水晶の湯の休館期間が最小限となるよう、速やかに次期指定管理者を選定する必要がある。そのため、海津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第4号の規定を適用し、公募によらない方法とした。公募による方法で指定管理者を選定する場合は、公募期間、その後の選定委員会の開催や運営に向けた準備期間等を含めると約6か月程度必要となるため、上向き傾向にあった利用者数が再び減少に転じることのないよう、一日も早く営業を再開することを考慮したことによるものである。

指定管理料の試算やその担保については、同条例の規定により公募によらない方法にて指定管理者を選定する場合は、事業計画書・収支計画書等の書類手続を経ずに指定管理者の候補者を選定できるとされているため、事業計画書の提出は受けていないものの、施設運営に関する協議を重ねる中で、次期指定管理期間中の収支計算書の提出を受け、本市の試算表と比較し、適正であるとの判断に至り、次期指定管理者として選定した。また、海津温泉宙舟の湯の適切な運営状況からも、最適な事業者と判断した旨の答弁がありました。

議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、総務費、総務管理費、企画費、イベント委託料、人口減少対策事業の婚活イベントの詳細についての質疑があり、マッチングアプリ「ペアーズ」を運営する株式会社エウレカとの協定締結に関連して、婚姻率を上げるために市主催で婚活イベントを実施するもので、イベントの詳細については、今後委託事業者と検討していく。今年度は、市内飲食店において、男女24人規模でクリスマス前に1回開催する予定である旨の答弁がありました。

議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての関係で、「入居の際の保証人」を「緊急連絡先及び市内に在住する身元引受人2人」に改めることについて、身元引受人は市内在住に限定する理由についての質疑があり、基本は市内在住の方とするが、身内が市外在住の場合は、特別な事情があると認め、柔軟に対応していく。また、連帯保証人

から身元引受人に変更されると、債務についての責任が伴わないが、どのように対応するのかについての質疑があり、返済義務は入居者にしかないことから、入居者へお願いしていく旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、文教福祉委員長 伊藤久恵君。

〔文教福祉委員長 伊藤久恵君 登壇〕

○文教福祉委員長（伊藤久恵君） 委員会審査報告をいたします。

令和5年9月21日、海津市議会議長 伊藤誠様、文教福祉委員会委員長 伊藤久恵。  
委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

なお、議案番号、件名、結果の順に報告いたします。

議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第88号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第89号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第90号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第94号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました5案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、保健衛生費、母子衛生費、委託料、妊婦・乳幼児健診事業の産後ケア事業に係る宿泊型と日帰りのデイサービス型の委託先や利用者負担等についての質疑があり、現在、津島市内にある2つの産科医院と神戸町内の1つの産科医院からそれぞれ内諾を得ている状況で、委託費用を協議中である。利用者負担については、宿泊型は5,000円、日帰り型は2,000円ほどで検討している旨の答弁がありました。

社会福祉費、障害福祉費、扶助費、地域活動支援センター給付費の事業内容や増額理由の詳細についての質疑があり、地域活動支援センターは障がいにより働くことが難しい方や、地域活動に参加しづらい方をサポートしている通所型の施設で、利用者は創作活動や生産活動を行い、自立した生活が送れることを目的としている。また、補正予算の増額理由は、今年から利用者が1人増えたことと、利用回数が1人当たり去年は月平均9回であったのに対し、今年度より月平均12回と増えたことによるものである旨の答弁がありました。

小学校費、学校管理費、工事請負費、小学校管理事業の城山小学校体育館排煙装置の修繕

工事について、補正予算で対応する理由についての質疑があり、城山小学校体育館の窓は、フィックス窓で固定された形状であることから排煙装置が設置されており、有事の際に煙を外へ排出し安全に避難する必要があるため、補正で対応する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会の付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第87号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第88号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第89号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 令和5年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第90号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 令和5年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第91号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第92号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第93号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第94号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 海津市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第96号について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

◎議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてから認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第11、議案第97号及び日程第12、認定第1号から日程第23、認定第12号までの13議案を一括議題とします。

さきに決算特別委員会に審査が付託してありますので、ただいまから委員長より審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長 服部寿君。

〔決算特別委員長 服部寿君 登壇〕

○決算特別委員長（服部 寿君） 委員会審査報告をさせていただきます。

令和5年9月21日、海津市議会議長 伊藤誠様、決算特別委員会委員長 服部寿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、可決及び認定すべきもの。認定第1号 令和4年度海津市一般会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第2号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第3号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第4号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第5号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第6号 令和4年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第7号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第8号 令和4年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第9号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第10号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第11号 令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、認定すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

9月13日と14日の2日間にわたり、提出されました各会計の決算書等の各書類により、慎重に審査をいたしました。結果につきましては、ただいま報告したとおりであります。議案1案件、全会一致で可決及び認定すべきもの、認定12案件、全て全会一致で認定すべきもの

のと決定しましたことを併せて報告いたします。

審査の過程で様々な質疑がありましたが、総括質疑におきまして、令和4年度一般会計自主財源比率は35.06%で、令和3年度の32.77%から2.29ポイント上昇しているものの、繰入金が増えたことによるもので、自主財源をめぐる状況はよくなっているわけではない。今後、人口減少や高齢化により、市税等が減少していくことが予想される。自主財源を増やす方法としては、市税の収納率、税率を上げるか、ふるさと納税、遊休資産の有効活用等による財産収入が上げられるが、総合的に検討していく必要があるのではないかという質疑があり、人口が減少していく中で、市税への影響を含め、今後も社会保障費の増加が予想されるため、自主財源の確保は重要なことである。歳入確保として、市税、寄附金、使用料及び手数料、分担金、繰入金などが考えられ、廃校の利活用も含めたさらなる企業誘致による法人税、廃校の利活用の検討が必要である。自主財源確保のために、ネーミングライツ事業の促進や企業版ふるさと納税の取組の推進、使用料等の見直しなど、歳入の確保策を検討していく旨の答弁がありました。

また、市内2つの道の駅の決算状況については、一般会計からの繰出しがなければ赤字となっており、今後の改善に向けて利用者の実態や意識、評価を調査・分析することが重要になってくるのではないかと。道の駅成功事例などを参考に専門的な方の力を借り、にぎわいの拠点となるような道の駅の経営改善を検討すべきではないかという質疑があり、道の駅は観光等情報発信の拠点、休憩機能に加えて地元農産物やその加工品・特産品の販売などによる地域振興に寄与することとされており、本市の重要施策である農業振興の一端を担っている。過去に調査を実施したことがあるが、年数も経過しているため、新たな調査が必要な時期であると認識している。現在、月見の里南濃ではキャンプ場のオープンに合わせ、キャンプ用品やバーベキューセットなど、新たな商品の販売に取り組んでいる。クレール平田では、直営レストランからテナントにしたことにより経営が改善され、両駅とも運営改善を手がけているところである。また、新たな行財政改革大綱において、道の駅については経営の改善を図ることを盛り込んでいる旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 委員長の報告が終わりました。

それでは、決算特別委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。議案第97号につきまして、委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 令和4年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定については、可決及び認定することに決定しました。

続きまして、認定第1号から認定第12号まで12議案につきまして討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論はないものと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案につきまして一括採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの12議案につきましては一括採決いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までの12議案につきまして、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和4年度海津市一般会計決算の認定について、認定第2号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について、認定第3号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について、認定第4号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について、認定第5号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について、認定第6号 令和4年度海津市介護保険特別会計決算の認定について、認定第7号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、認定第8号 令和4年度海津市下水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について、認定第10号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について、認定第11号 令和4年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について、認定第12号 令和4年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について、以上の12議案は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

(午前9時28分)

---

○副議長（里雄淳意君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時39分)

---

○副議長（里雄淳意君） ただいま伊藤誠君から議長の辞職願の提出がありましたので、副議長の私が議長の職務を執らせていただきます。皆様、御協力お願いいたします。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議長辞職の件

○副議長（里雄淳意君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、伊藤誠君の退場を求めます。

〔議長 伊藤誠君 退場〕

○副議長（里雄淳意君） それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○副議長（里雄淳意君） お諮りします。伊藤誠君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、伊藤誠君の議長の辞職を許可することに決定しました。

伊藤誠君、入場してください。

〔15番 伊藤誠君 入場〕

○副議長（里雄淳意君） 伊藤誠君、議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告いたします。

では、伊藤誠君から議長退任の挨拶をお願いいたします。壇上にてお願いいたします。

〔15番 伊藤誠君 登壇〕

○15番（伊藤 誠君） ただいま辞職を許可いただきまして、誠にありがとうございます。

退任に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

在任中は議員各位におかれましては、円滑な議会運営と、それからまた開かれた議会の実

現に向けまして全面的に御理解と御協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

また、横川市長はじめ執行部の皆様方には議会運営、あるいはまた議会活動に御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。

この2年を振り返りますと、就任時はまだまだコロナ禍の真ただ中でございましたが、今年度に入りまして新型コロナウイルス感染症が5類に分類されましたこともありまして、市内における地域活動も次第に活発になり、いよいよコロナ禍以前に近づこうとしております。まさに名実ともにウイズコロナといえますか、それを感じているところでございます。議会におきましては、議会改革検討委員会の皆様の活発な活動と、また議員各位の全面的な御協力によりまして、多くの建設的な改革を実行することができたと思っております。タブレットの導入をはじめ議会運営上の様々な改革はもちろんでございますが、開かれた議会を目指し、「議員と語ろう会」というものを形を変え複数回実行できましたことは大きな進歩であったと感じております。

一方で、市議会議長会におきまして、全国市議会議長会においては東海の代表として議案を提出させていただきましたこと、また輪番とはいえ岐阜市議会議長会を皆様の御協力を得まして本市で開催できましたこと、大変光栄に感じるところでございます。

その間、身近でサポートいただきました里雄副議長並びにいつも献身的に働いてくださり適切な助言を賜りました佐野事務局長はじめ議会事務局の皆様には心より感謝を申し上げます。

今後は一つ立場を変えまして新議長の下、海津市並びに海津市議会の発展のため、その任務を全うする所存でございます。

終わりに、議員各位並びに横川市長はじめ全職員の皆様に改めて御礼申し上げますとともに、海津市のますますの発展と皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。2年間誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（里雄淳意君） ここでしばらく休憩とします。

（午前9時46分）

---

○副議長（里雄淳意君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時28分）

---

○副議長（里雄淳意君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

---

◎議長の選挙

○副議長（里雄淳意君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。御承知のとおり、選挙の方法には投票によるものと指名推選によるものがございます。どちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○副議長（里雄淳意君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行ってよろしいか、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（里雄淳意君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 北村富男君と4番 小粥努君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることとなっておりますので、御承知おき願います。

では、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（里雄淳意君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（里雄淳意君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など、誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（里雄淳意君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、6番 橋本武夫議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、15番 伊藤誠議員。

〔投票〕

○議会事務局長（佐野正美君） 副議長は最後に投票します。里雄淳意議員。

〔副議長投票〕

○副議長（里雄淳意君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（里雄淳意君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。3番 北村富男君と4番 小粥努君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（里雄淳意君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、橋本武夫君12票、川瀬厚美君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、橋本武夫君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（里雄淳意君） ただいま議長に当選されました橋本武夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、議長に当選されました橋本武夫君、就任の御挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔新議長 橋本武夫君 登壇〕

○新議長（橋本武夫君） 議長に選出いただきまして、誠にありがとうございました。

今回の議長選挙においては、初めて投票の前に所信表明演説会を行うということで、私も所信表明をさせていただきました。その中で7つの基本的な考え方を述べさせていただきました。

したが、こういった所信表明は、いわゆる議長マニフェストと呼ばれるやり方で、全国の先進的な市議会では取り入れられている方法であります。

また、私が考え方として述べました7つの点も、既にどこかの市議会では取り入れられているシステムでございます。要は特別目新しいことをやるというわけではなく、既に全国で実施されているいろんなやり方をやっていくということを表明させていただいたわけで、短い任期の中では大変なこともあるかもしれませんが、一つでも実行でき、より開かれた議会、市民に信頼される議会をつくっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、執行部におかれましても、二元代表制、それぞれの立場ではありますけれども、目指すところは市政の発展と市民福祉の向上というところでございますので、協力し合いながら、切磋琢磨しながら目標に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、就任の御挨拶とさせていただきます。今後ともひとつよろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（里雄淳意君） ありがとうございます。

これで新議長と議長を交代をいたします。皆様の御協力、ありがとうございます。

〔副議長 議長席を退席・新議長 議長席に着席〕

○議長（橋本武夫君） それでは、私が議長の席を継がさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時41分）

---

○議長（橋本武夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

---

○議長（橋本武夫君） ただいま里雄淳意君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎副議長辞職の件

○議長（橋本武夫君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、里雄淳意君の退場を求めます。

〔副議長 里雄淳意君 退場〕

○議長（橋本武夫君） それでは、追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（橋本武夫君） お諮りします。里雄淳意君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、里雄淳意君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

里雄淳意君、入場してください。

〔5番 里雄淳意君 入場〕

○議長（橋本武夫君） 里雄淳意君、副議長の職を辞職することを許可いたしましたので、御報告します。

では、里雄淳意君から副議長退任の挨拶をお願いいたします。壇上にてお願いいたします。

〔5番 里雄淳意君 登壇〕

○5番（里雄淳意君） まずもって貴重なお時間を頂戴いたしましたことに感謝申し上げます。

私は市議会議員2期目の当選の後、議員の皆様にも副議長に選任いただきまして、そのとき感じましたことは、議会とは改選が行われるとこんなにも雰囲気が変わるもんだなと、こういうことを感じておりました。議員の平均年齢もぐっと下がり、議会に間違いなく新しい空気が流れ込んでいると、そのように感じました。

一方で、経験を重ねる中で、議会の伝統や議会で培われてきたものの重みにも気づかされたことであります。新たな空気とこれまでの伝統を感じつつ、その狭間で副議長という大変責任ある立場を務めさせていただきましたことは、苦しい思いもありましたが、それ以上に貴重な経験をさせていただいたと、そのように思っております。そして、何より私自身きつと成長させていただけたのではないかと、そのように思っております。これもひとえに皆さんのお支えがないことには成り立たなかったことと思っております。市長はじめ執行部の皆さん、職員の皆様、議員のお仲間、そして何より伊藤誠議長のお支え、御指導があったからだと思っております。多くの皆様にお支えいただき、2年間副議長の重責を務めさせていただくことができました。意を尽くすことはできませんけれども、感謝の気持ちを皆様へお伝えし、退任の御挨拶とさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（橋本武夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし直ちに選挙を行いたいと

思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（橋本武夫君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法についてお諮りします。投票によるものと指名推選によるもののどちらの方法で行ったらよろしいでしょうか。

〔「投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） ただいま投票によるものとの発言がありました。

選挙の方法は、投票により行ってよろしいか、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（橋本武夫君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番 里雄淳意君と7番 二ノ宮一貴君を指名します。

あらかじめ申し上げます。当選人の決定につきましては、議長選挙と同様、法定得票数（有効投票の4分の1以上の得票数）がある者の中から最高得票者をもって当選人といたします。なお、最高得票数が同じである場合は、くじで当選人を決めることになっておりますので、御承知おき願います。

では、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（橋本武夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

なお、同じ姓が2人以上いる場合は、姓のみを記載した投票など、誰に投票したか不明な投票は無効ですので、申し添えます。

投票箱を点検してください。

〔投票箱点検〕

○議長（橋本武夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、9番 浅井まゆみ議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、15番 伊藤誠議員。

〔投票〕

○議会事務局長（佐野正美君） 議長は最後に投票いたします。橋本武夫議員。

〔議長投票〕

○議長（橋本武夫君） 投票漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

それでは開票を行います。5番 里雄淳意君と7番 二ノ宮一貴君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（橋本武夫君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、二ノ宮一貴君12票、松岡唯史君3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、二ノ宮一貴君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（橋本武夫君） ただいま副議長に当選されました二ノ宮一貴君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

それでは、副議長に当選されました二ノ宮一貴君、就任の御挨拶を壇上にてお願いいたします。

〔新副議長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○新副議長（二ノ宮一貴君） まず初めに、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます

ます。ただいま皆さんに御推挙いただきまして、副議長の任に当たらせていただくことになりました。ただただその責任の重さを今痛感しております。

副議長という職は、議長を補佐し議会の発展に尽くす、そういう役目だと思っております。橋本議長が所信表明で述べられました7点について、私も共に議長とその実現に向けて、また議会の皆様の御協力の下進めていきたいと思っております。

また、海津市議会は市民の負託を受けて皆さん議員となった、そんな組織でございますので、しっかりと市民の声をまちづくりに反映できる、そんな議会を目指したいと思っております。そのためには市長はじめ執行部の皆さん、そして職員の皆さんと協力しながら共に市の発展、それから市民の幸せの向上に向けて取り組んでいきたい、そう強い決意をもってこれからの任に当たりたいと思います。甚だ簡単ではございますが、これから副議長を全うしていく、そんな気持ちを御挨拶とさせていただきますので、今後よろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（橋本武夫君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時58分）

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時28分）

---

○議長（橋本武夫君） お諮りします。任期満了による常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

〔追加議事日程の配付〕

---

#### ◎常任委員の選任について

○議長（橋本武夫君） 追加日程第5、常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました各常任委員を事務局長から発表させます。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、発表をさせていただきます。

総務産業建設委員に、北村富男議員、片野治樹議員、水谷武博議員、服部寿議員、川瀬厚

美議員、藤田敏彦議員、伊藤久恵議員、橋本武夫議員。

続きまして、文教福祉委員に、古川理沙議員、小粥努議員、浅井まゆみ議員、伊藤誠議員、里雄淳意議員、松岡唯史議員、二ノ宮一貴議員。

以上でございます。

○議長（橋本武夫君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、お諮りします。任期満了による議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員の選任について

○議長（橋本武夫君） 追加日程第6、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により指名いたします。

議長において指名いたしました議会運営委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、発表いたします。

議会運営委員に、里雄淳意議員、浅井まゆみ議員、伊藤久恵議員、松岡唯史議員、二ノ宮一貴議員、北村富男議員、古川理沙議員。

以上でございます。

○議長（橋本武夫君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後1時32分)

---

○議長（橋本武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（橋本武夫君） 休憩中に各正・副委員長の互選を行いましたので、議会事務局長より報告させます。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、発表させていただきます。

総務産業建設委員会委員長に北村富男議員、副委員長に片野治樹議員。

文教福祉委員会委員長に古川理沙議員、副委員長に小粥努議員。

議会運営委員会委員長に里雄淳意議員、副委員長に浅井まゆみ議員。

以上でございます。

○議長（橋本武夫君） 続きましてお諮りします。南濃衛生施設利用事務組合議会議員、藤田敏彦君、里雄淳意君、小粥努君の当組合議員の辞職に伴う南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7とし、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙

○議長（橋本武夫君） 追加日程第7、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることを決定いたしました。

お諮りします。この指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、この指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

では、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、片野治樹議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当

選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川瀬厚美議員、伊藤久恵議員、片野治樹議員が南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

続きまして、お諮りします。会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

---

◎議席の変更について

○議長（橋本武夫君） 追加日程第8、議席の変更についてを議題とします。

お手元に配付してあります議席一覧表のとおり変更したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議席の一覧表のとおり変更することに決定いたしました。

なお、この議席の変更については、次回の議会より変更いたしますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、お諮りします。議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本武夫君） ここで地方自治法第117条の規定により、15番 伊藤誠君の退場を求めます。

〔15番 伊藤誠君 退場〕

○議長（橋本武夫君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） ただいま追加上程いたしました人事案件1件について御説明申し上げます。

議案第98号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、浅井まゆみ氏が本日をもって辞職されたことに伴い、その後任として伊藤誠氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本武夫君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（橋本武夫君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第98号について採決いたします。

お諮りします。議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本武夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

伊藤誠君の入場をお願いします。

〔15番 伊藤誠君 入場〕

○議長（橋本武夫君） 伊藤誠君に御報告いたします。監査委員に同意されましたので、御報告をいたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（橋本武夫君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年海津市議会第3回定例会を閉会いたします。皆さん、御苦勞さまでございました。

（午後1時40分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年11月17日

議 長 伊 藤 誠

新 議 長 橋 本 武 夫

副 議 長 里 雄 淳 意

署 名 議 員 片 野 治 樹

署 名 議 員 北 村 富 男